

国指定小笠原群島鳥獣保護区
指定計画書
【存続期間の更新、変更（保護の指針の変更）】

令和元年 1 1 月 1 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小笠原群島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都小笠原村所在聟島列島、父島の一部（海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場及び揚陸場（平均海面時の海面上の工作物を含む）並びにその周辺20m以内の区域、境浦ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部、長谷ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部並びに湖側堰堤の延長線と満水水面時の湖岸からダム管理道路（湖の北側は湖岸から10m線界）に囲まれた区域、時雨ダムの満水水面とダム管理道路との交点を基点とし、同所からダム管理道路を西進し同道路とダム放水路北側終点との交点に至り、同所からハッ瀬川右岸を西進し同河川と国有林20林班ら1小班との交点に至り、同所から境界線を南進し同河川左岸の河川敷から10mの地点へ至り、同所からハッ瀬川左岸の河川敷から10m線界を東進し同河川からダム放水路南側終点から南東10mの地点に至り、同所から南東進し標高26m地点との交点に至り、同所から標高26m線を北進しダム堰堤南部との交点に至り、同所から時雨ダム満水水面を東進し起点に至る線により囲まれた区域）を除く父島列島及び母島列島の島しょの全域並びに聟島列島の北之島、中之島、笹魚島、聟島、針之岩、媒島、嫁島、父島列島の孫島、瓢箪島、西島、人丸島、東島、巽島、南島、母島列島の母島（国有林30林班イ1小班とイ2小班との交点から同境界線を南西に進み同林班イ1小班とロ3小班的境界線との交点に至り、同所から境界線を西進し同小班と同林班イ1小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し海岸線に至る線以南の地域に限る）、三角岩、四本岩、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姪島の各島の汀線（各島平均海面時の汀線）から沖合1km以内の海域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日（20年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

小笠原群島は、東京都心から南方に約1,000km離れた父島を中心に、北から聟島列島、父島列島及び母島列島の3列島に大別される島々から成り、

総面積は71.4 km²である。いずれも海中より隆起した海洋島で、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになったことがない。

このような自然条件から、小笠原群島の動物相は貧弱であるが、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。

小笠原群島で過去に繁殖が確認された鳥類は26種であるが、陸鳥ではこのうちの6種は既に絶滅しており、現在は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）の特別天然記念物に指定されているハハジマメグロをはじめ、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト及びオガサワラカワラヒワ等の固有種や固有亜種の8種が繁殖している。海鳥では、現在、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ、オーストンウミツバメ、オナガミズナギドリ及びオガサワラヒメミズナギドリ等11種が繁殖している。特に、オガサワラヒメミズナギドリは、世界中で小笠原群島の東島でのみ繁殖が確認されている種である。また、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥の渡来中継地にもなっている。

哺乳類については、国内希少野生動植物種であり、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ（以下「オオコウモリ」という。）が唯一の固有種であり、現在は、父島を中心に300頭程度が生息している。その他、ノヤギ、ノネコ及びネズミ類が野生下で生息しているが、いずれも人為的に持ち込まれた外来種である。

このように、当該区域は、小笠原固有の希少鳥獣の生息地及び繁殖地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区を更新し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（2）管理方針

- 1）鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体及び地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島ごとの生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるノネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止及びノヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2）鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入及びごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体及び地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3）鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察及び環境学習等の場としての活用を図る。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京都心の南方約 1, 000 km の海上に散在する東京都小笠原村に属する聟島列島、父島列島、母島列島にわたる島から成る。

イ 地形、地質等

当該区域は、海洋地殻の上に形成された海洋性島弧の形成過程がマグマ組成の変化や火山活動の変遷史として連続的に記録されており、これらの記録を観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科や河口域のマングローブ群落を欠落し、大陸で優勢なマツ科等針葉樹も鳥散布型の種子散布様式を持つシナムロを除いて不在である。多様な起源の種が独自の種分化を遂げた結果、固有種の種数が多く、固有種率が高いことが特徴である。植物の適応放散の例として、湿性環境から乾性環境にかけて同属の 2～3 種が並行的に種分化している。

エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類はオオコウモリ一種のみであり、特異的な生態系を示している。鳥類は、固有種や固有亜種を中心に陸鳥 8 種、海鳥 11 種の繁殖が確認されており、生息が確認された鳥類は計 237 種である。また、陸産貝類での種分化は特徴的で、様々な生活様式に適応した進化を遂げる適応放散が生じている。昆虫類では毎年のように未記載種が発見されており、固有昆虫類の中ではヒメカタゾウムシ類について、土壌性、樹上性への種分化が見られる。

このほか移入動物で野生化したものに、ノヤギ、ノネコ、ネズミ類がある。ノヤギによる自然植生への影響は大きく、過去の駆除活動によって聟島列島、弟島、兄島では根絶し、唯一生息が確認されている父島において駆除活動が進められている。ノネコについては、希少鳥類への影響が大きく、関係行政機関及び団体による、捕獲・島外への搬送等の取組が行われている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

有人島である父島及び母島では野生動物による農作物への被害が見られる。

オオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類等への食害が見られ、国内希少野生動植物種で天然記念物であるオオコウモリの保護と、農業被害防止の両立が課題となっている。この課題に対して、関係地方公共団体及び地域住民等が食害対策の取組を行っている。

この他、ネズミ類、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特にネズミ類による被害は大きく、関係行政機関による一斉防除や関係地方公共団体によるかごわな、ベイトステーションの貸出し等の取組を行っている。

また、父島では、野生化したノヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ノヤギを駆除しており、平成30年から5年間（令和4年までに）で根絶する駆除計画を東京都が策定している。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 6本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 3本 |
| (3) 案内板 | 12基 |
| (4) その他（解説板） | 1基 |

6 存続期間の更新の理由

当該保護区では、特別天然記念物であるハハジマメグロやアホウドリ、天然記念物であるアカガシラカラスバトやオガサワラノスリが繁殖している他、オガサワラカワラヒワ等の国内希少野生動植物種や環境省レッドリストに掲載されている小笠原固有の希少な鳥類が多数生息・繁殖している。哺乳類では、オオコウモリが父島や母島において生息・繁殖している。また、母島南崎においては、有人島で唯一カツオドリやオナガミズナギドリの繁殖が確認されており、今後これらの生息・繁殖地を保全していく必要がある。

なお、既に当該保護区は小笠原群島のほぼ全域が指定されていることから、現行区域での更新を行う。

7 参考事項

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 当初指定 | 昭和55年3月31日（昭和55年3月31日環境庁告示第27号） |
| (2) 経緯 | |
| 更新 | 平成11年11月1日（平成11年10月19日環境庁告示第51号） |
| 拡張 | |

平成21年11月1日（平成21年10月27日環境省告示第41号）

別表 1 国指定小笠原群島鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(20,058)			(1,345)					
	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53.23 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
林 野	(6,921)			(1,341)					
	6,551 ha	0 ha	6,551 ha	1,318 ha	53.23 ha	1,371 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
農耕地	35 ha	0 ha	35 ha	(4)					
	35 ha	0 ha	35 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	(100)			(0)					
	477 ha	0 ha	477 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(5,383)			(1,255)					
	5,390 ha	0 ha	5,390 ha	1,260 ha	53 ha	1,313 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	(4,740)			(869)					
林野庁所管	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	1,615 ha	0 ha	1,615 ha	874 ha	46 ha	920 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	1,614 ha	0 ha	1,614 ha	0 ha	46 ha	46 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	1 ha	0 ha	1 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	874 ha	0 ha	874 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林以外の国有地	3,132 ha	0 ha	3,132 ha	0 ha	7 ha	7 ha	0 ha	0 ha	0 ha
環境省所管	643 ha	0 ha	643 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	2 ha	0 ha	2 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	641 ha	0 ha	641 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県所有地	(6)			(6)					
	533 ha	0 ha	533 ha	7 ha	0 ha	7 ha	1 ha	0 ha	1 ha
制限林地	365 ha	0 ha	365 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	194 ha	0 ha	194 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	171 ha	0 ha	171 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
市町村所有地等	168 ha	0 ha	168 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	27 ha	0 ha	27 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
その他	141 ha	0 ha	141 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等				(84)					
	1,140 ha	0 ha	1,140 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	940 ha	0 ha	940 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
その他	200 ha	0 ha	200 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	(19,101)			(1,331)					
	19,631 ha	ha	19,631 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	0 ha	0 ha	0 ha
(小笠原国立公園)									
特別保護地区	4,934 ha	ha	4,934 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	ha	ha	ha
特別地域	1,677 ha	ha	1,677 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
普通地域	13,020 ha	ha	13,020 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：小笠原南島の沈水カルスト地形)	60 ha	ha	60 ha	28 ha	0 ha	28 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の、面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
※ 自然公園法による地域については、小笠原国立公園が拡張したことに伴う面積の増加
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定小笠原群島鳥獣保護区

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
カモ	カモ	ヒメヒシクイ		迷鳥
		<u>ヒシクイ</u>	VU、天然記念物	旅鳥
		インドガン		迷鳥
		<u>コクガン</u>	VU、天然記念物	迷鳥
		コハクチョウ		迷鳥
		オオハクチョウ		迷鳥
		○ オシドリ	DD	旅鳥
		オカヨシガモ		旅鳥
		ヨシガモ		旅鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		迷鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		旅鳥
		○ ハシビロガモ		旅鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ シマアジ		冬鳥
		<u>トモエガモ</u>	VU	旅鳥
		○ コガモ		旅鳥
		オオホシハジロ		迷鳥
		○ ホシハジロ		旅鳥
		○ キンクロハジロ		旅鳥
		○ スズガモ		旅鳥
		シノリガモ		迷鳥
		クロガモ		迷鳥
		ウミアイサ		迷鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		冬鳥
		○ カンムリカイツブリ		旅鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ネッタイチョウ	ネッタイチョウ	<u>アカオネッタイチョウ</u>	EN	旅鳥
		シラオネッタイチョウ		旅鳥
ハト	ハト	○ <u>アカガシラカラスバト</u>	CR、国内希少、天然記念物	留鳥
		カワラバト(ドバト)		旅鳥
		キジバト		旅鳥
		アオバト		旅鳥
アビ	アビ	シロエリオオハム		迷鳥
ミズナギドリ	アホウドリ	○ <u>コアホウドリ</u>	EN	夏鳥
		○ クロアシアホウドリ		夏鳥
		○ <u>アホウドリ</u>	VU、国内希少、天然記念物	夏鳥
	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ	DD	夏鳥
		○ オナガミズナギドリ		夏鳥
		○ ハシボソミズナギドリ		旅鳥
		ハワイセグロミズナギドリ		迷鳥
		<u>セグロミズナギドリ(オガサワラミズナギドリ)</u>	EN、国内希少	夏鳥
		○ <u>オガサワラヒメミズナギドリ</u>	CR、国内希少	夏鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ アナドリ		夏鳥
	ウミツバメ	コシジロウミツバメ		迷鳥
		○ オーストンウミツバメ	NT	夏鳥
		クロウミツバメ	NT	冬鳥
		ハイイロウミツバメ		迷鳥
カツオドリ	ゲンカンドリ	○ コゲンカンドリ		旅鳥
	カツオドリ	○ <u>アカアシカツオドリ</u>	EN	旅鳥
		○ カツオドリ		夏鳥
	ウ	○ カワウ		冬鳥
		ウミウ		冬鳥
ペリカン	サギ	<u>サンカノゴイ</u>	EN	旅鳥
		○ ヨシゴイ	NT	旅鳥
		<u>オオヨシゴイ</u>	CR	旅鳥
		<u>ミゾゴイ</u>	VU	旅鳥
		○ ゴイサギ		旅鳥
		○ ササゴイ		旅鳥
		○ アカガシラサギ		旅鳥
		○ アマサギ		旅鳥
		○ アオサギ		冬鳥
		○ ダイサギ		旅鳥
		○ チュウサギ	NT	冬鳥
		○ コサギ		冬鳥
	トキ	クロトキ	DD	迷鳥
		ヘラサギ	DD	迷鳥
ツル	ツル	カナダツル		迷鳥
		<u>ナベツル</u>	VU、国際希少	迷鳥
	クイナ	シロハラクイナ		迷鳥
		ヒメクイナ		迷鳥
		ツルクイナ		迷鳥
		○ バン		冬鳥
		○ オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		迷鳥
		ツツドリ		旅鳥
		カッコウ		旅鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	旅鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		迷鳥
		アマツバメ		旅鳥
		ヒメアマツバメ		旅鳥
チドリ	チドリ	タゲリ		迷鳥
		ケリ	DD	迷鳥
		○ ムナグロ		冬鳥
		ダイゼン		冬鳥
		ハジロコチドリ		迷鳥
		イカルチドリ		旅鳥
		○ コチドリ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ シロチドリ	VU	旅鳥
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥
		オオメダイチドリ	国際希少	迷鳥
	ミヤコドリ	ミヤコドリ		迷鳥
	セイタカシギ	○ セイタカシギ	VU	旅鳥
		ソリハシセイタカシギ		旅鳥
	シギ	ヤマシギ		迷鳥
		アオシギ		迷鳥
		ハリオシギ		旅鳥
		チョウジシギ		迷鳥
		○ タシギ		旅鳥
		○ オオハシシギ		旅鳥
		オグロシギ		旅鳥
		オオソリハシシギ	VU	旅鳥
		コシャクシギ	EN、国際希少	旅鳥
		○ チュウシャクシギ		旅鳥
		ハリモモチュウシャク		迷鳥
		ダイシャクシギ		旅鳥
		ホウロクシギ	VU、国際希少	旅鳥
		ツルシギ	VU	旅鳥
		アカアシシギ	VU	旅鳥
		コアオアシシギ		旅鳥
		○ アオアシシギ		旅鳥
		コキアシシギ		迷鳥
		クサシギ		旅鳥
		○ タカブシギ	VU	旅鳥
		キアシシギ		旅鳥
		メリケンキアシシギ		迷鳥
		ソリハシシギ		旅鳥
		○ イソシギ		冬鳥
		○ キョウジョシギ		冬鳥
		ミユビシギ		旅鳥
		○ トウネン		旅鳥
		○ ヒバリシギ		旅鳥
		アメリカウズラシギ		迷鳥
		ウズラシギ		旅鳥
		サルハマシギ	国際希少	迷鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		アシナガシギ		迷鳥
		キリアイ		旅鳥
		○ エリマキシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
	カモメ	○ クロアジサシ		夏鳥
		シロアジサシ		迷鳥
		○ ユリカモメ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ ウミネコ		冬鳥
		カモメ		迷鳥
		シロカモメ		迷鳥
		○ セグロカモメ		旅鳥
		○ オオセグロカモメ		旅鳥
		<u>オオアジサシ</u>	VU	旅鳥
		<u>コアジサシ</u>	VU	旅鳥
		○ セグロアジサシ		旅鳥
		アカアシアジサシ		旅鳥
		アジサシ		旅鳥
		○ クロハラアジサシ		旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	冬鳥
	タカ	ハチクマ	NT	迷鳥
		○ トビ		旅鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU、国内希少、国際希少、天然記念物	旅鳥
		<u>チュウヒ</u>	EN、国内希少	迷鳥
		ハイロチュウヒ		迷鳥
		アカハラダカ		迷鳥
		ツミ		迷鳥
		ハイタカ	NT	迷鳥
		オオタカ	NT	迷鳥
		<u>サシバ</u>	VU	迷鳥
		○ <u>オガサワラノスリ</u>	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		ケアシノスリ		迷鳥
フクロウ	フクロウ	アオバズク		旅鳥
		コミミズク		迷鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		迷鳥
	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	EN	迷鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		迷鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少	冬鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	迷鳥
	カラス	ミヤマガラス		迷鳥
		ハシボソガラス		迷鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		迷鳥
		アカハラツバメ		迷鳥
		○ ツバメ		旅鳥
		コシアカツバメ		迷鳥
		イワツバメ		旅鳥
	ヒヨドリ	○ オガサワラヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	ウグイス		旅鳥
		○ ハシナガウグイス		留鳥
		ヤブサメ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
	ムシクイ	キマユムシクイ		迷鳥
	メジロ	○ <u>ハハジマメジロ</u>	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		シチトウメジロ		外来
		イオウトウメジロ		外来
	ヨシキリ	オオヨシキリ		迷鳥
	セッカ	セッカ		迷鳥
	レンジャク	キレンジャク		迷鳥
		ヒレンジャク		迷鳥
	ムクドリ	ギンムクドリ		迷鳥
		○ ムクドリ		旅鳥
		コムクドリ		迷鳥
		バライロムクドリ		迷鳥
		ホシムクドリ		迷鳥
	ヒタキ	○ <u>トラツグミ</u>		留鳥
		マミチャジナイ		迷鳥
		シロハラ		旅鳥
		アカハラ		旅鳥
		○ ツグミ		冬鳥
		オガワコマドリ		迷鳥
		ノゴマ		迷鳥
		ルリビタキ		旅鳥
		○ ジョウビタキ		旅鳥
		ノビタキ		迷鳥
		ハシグロヒタキ		迷鳥
		サバクヒタキ		迷鳥
		アオハライソヒヨドリ		迷鳥
		○ イソヒヨドリ		留鳥
		エゾビタキ		迷鳥
		サメビタキ		迷鳥
		キビタキ		迷鳥
		オオルリ		旅鳥
	セキレイ	イワミセキレイ		迷鳥
		マミジロツメナガセキレイ		迷鳥
		ツメナガセキレイ		迷鳥
		キガシラセキレイ		迷鳥
		○ キセキレイ		旅鳥
		タイワンハクセキレイ		迷鳥
		○ ハクセキレイ		冬鳥
		ホオジロハクセキレイ		迷鳥
		マミジロタヒバリ		迷鳥
		ピンズイ		迷鳥
		ムネアカタヒバリ		迷鳥
		タヒバリ		旅鳥
	アトリ	○ アトリ		旅鳥
		○ <u>オガサワラカワラヒワ</u>	CR、国内希少	留鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		マヒワ		冬鳥
		ベニヒワ		迷鳥
		ベニマシコ		迷鳥
		イスカ		迷鳥
		○ シメ		旅鳥
		コイカル		迷鳥
		イカル		旅鳥
	ホオジロ	ホオジロ		旅鳥
		コホオアカ		迷鳥
		カシラダカ		旅鳥
		ミヤマホオジロ		迷鳥
		<u>シマアオジ</u>	CR、国内希少	迷鳥
		アオジ		旅鳥
計		237種		

(注)

- データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2018
EX:絶滅、CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧
DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

(別表3)国指定小笠原群島鳥獣保護区

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
コウモリ	オオコウモリ	○ オガサワラオオコウモリ	EN、国内希少、天然記念物	
ネコ	ネコ	○ ノネコ		外来
ウシ	ウシ	○ ノヤギ		外来
ネズミ	ネズミ	○ ドブネズミ		外来
		○ クマネズミ		外来
		○ ハツカネズミ		外来
計		6種		

(注)

- データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2018
EX:絶滅、CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧
DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 位置図

凡例

-  国指定鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特別保護指定区域
-  国指定鳥獣保護区外
-  国立公園



0

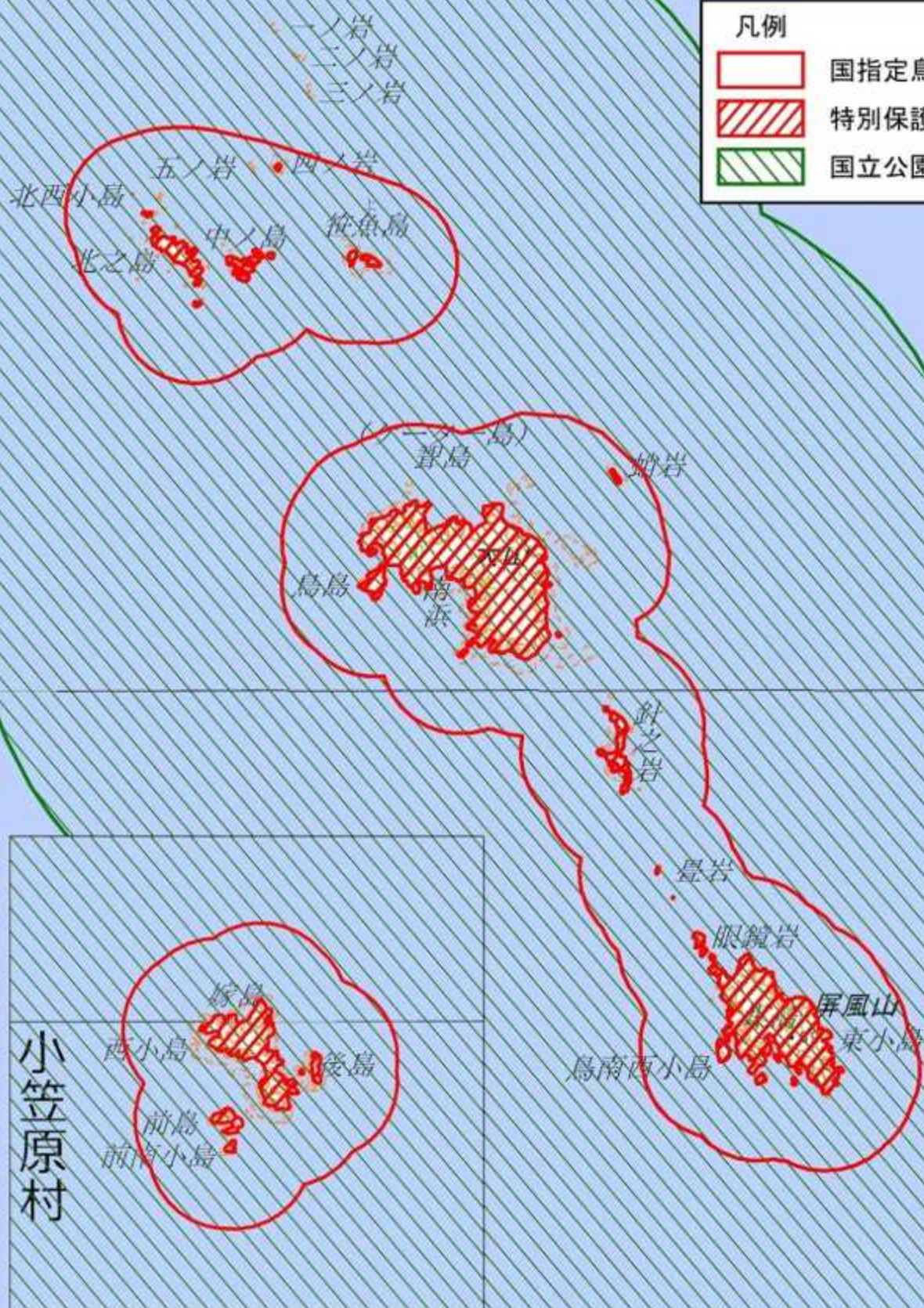


30km

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 区域図 (聶島列島)

凡例

- 国指定鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園



国指定小笠原群島
鳥獣保護区 区域図
(父島列島)

凡例



国指定鳥獣保護区



特別保護地区



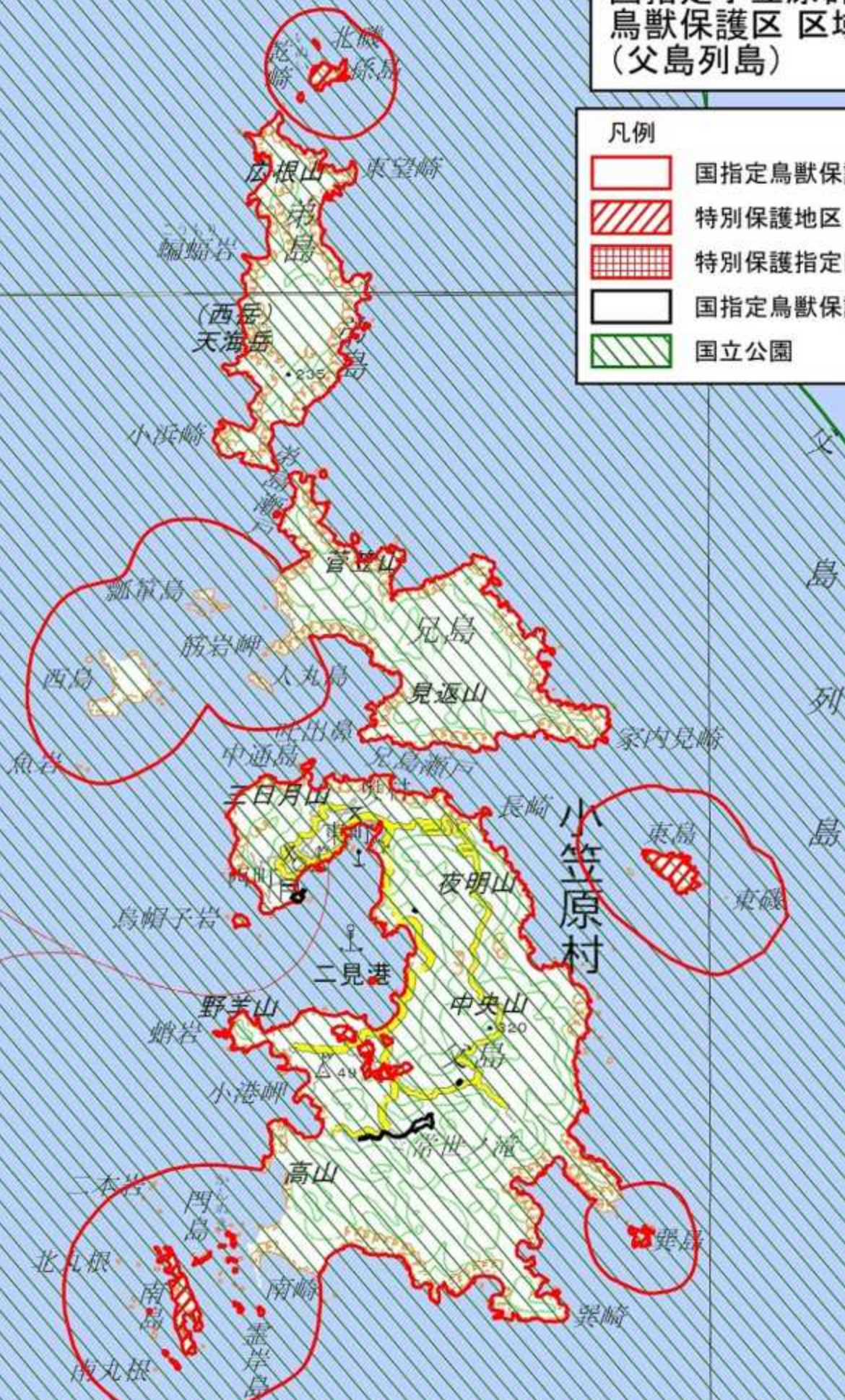
特別保護指定区域



国指定鳥獣保護区外



國立公園



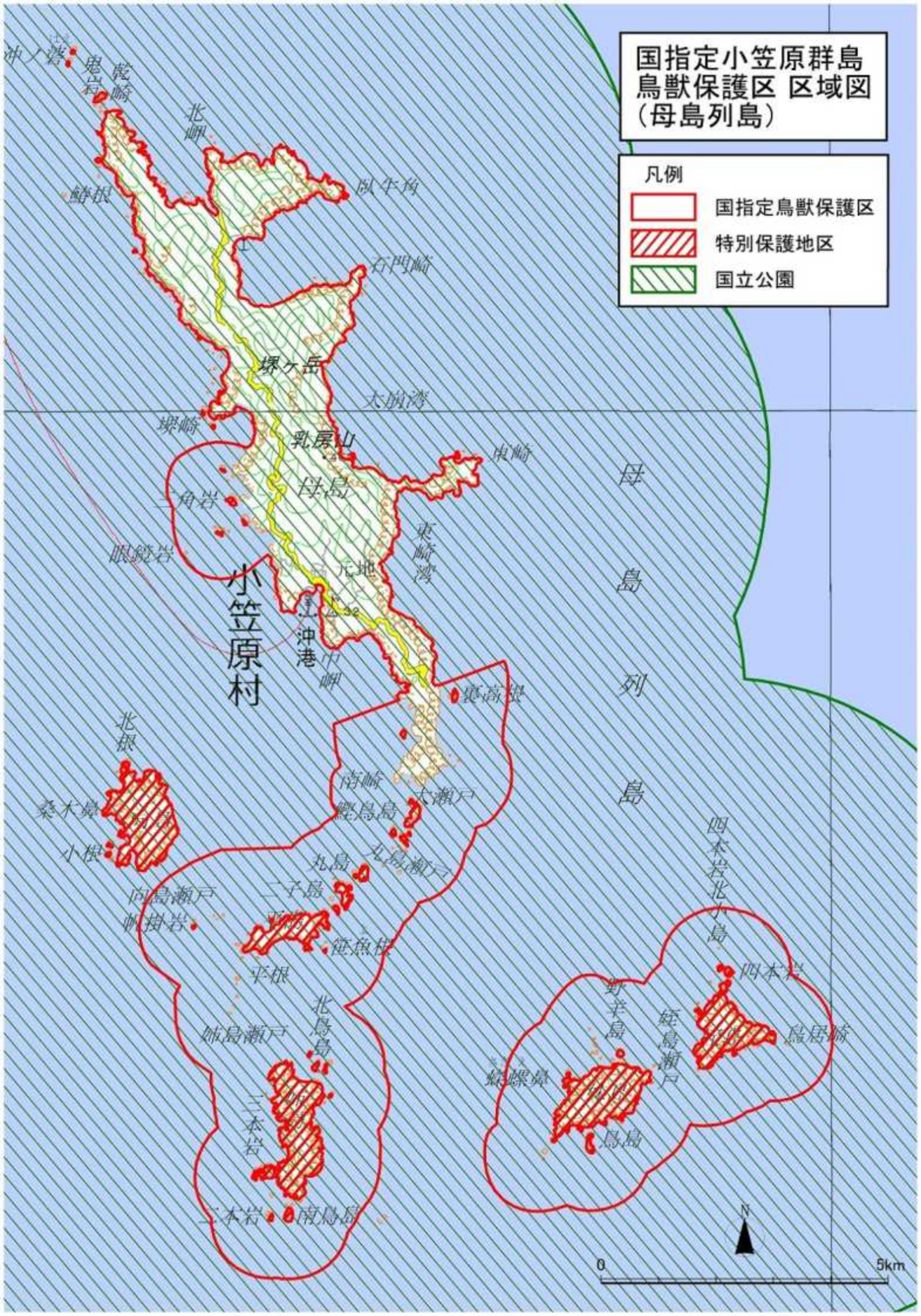
Q

5km

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 区域図 (母島列島)

凡例

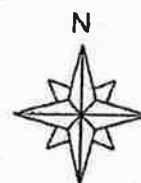
- 国指定鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園



国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域外説明図

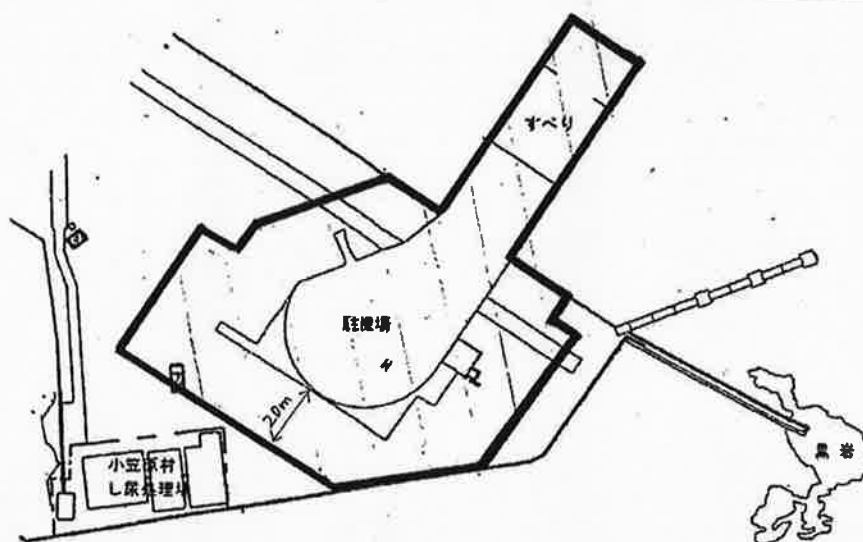


① 海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場等



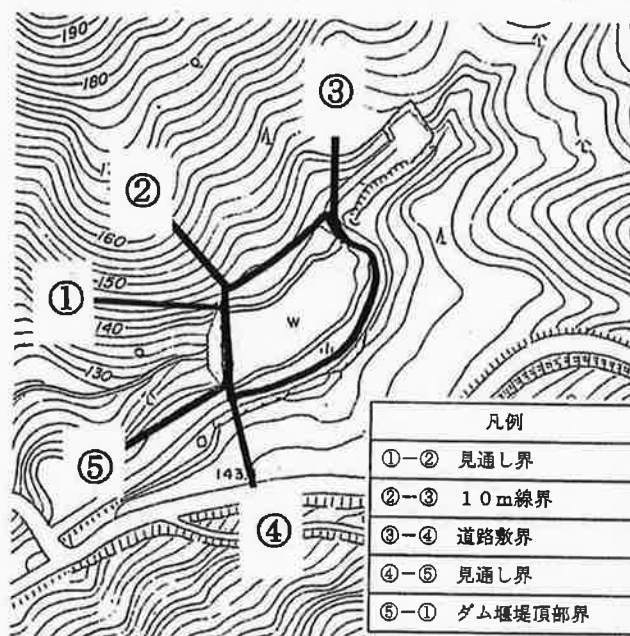
二見港

S = 1 : 2000

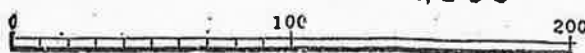


② 境浦ダム湖満水水面等

③ 長谷ダム湖満水水面等



1 : 2,500



④ 時雨ダム満水面及び下流域の一部

